

役員報酬等に関する規定

平成12年	4月	1日	制定
平成15年	2月	1日	改定
平成15年	5月30日		改定
平成15年	12月15日		改定
平成16年	4月	1日	改定
平成18年	4月	1日	改定
平成18年	5月	1日	改定
平成18年	10月	1日	改定
平成20年	7月	1日	改定
平成25年	11月	1日	改定
平成26年	4月	1日	改定
平成28年	4月	1日	改定
平成28年	6月	1日	改定
平成29年	4月	1日	改定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人本荘久寿会（以下「法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、業務に従事する役員等の報酬、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、別表2のとおり日当（税引後支給額）を支給する。

3 非常勤役員及び評議員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

4 理事長の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と定款施行細則によりあらかじめ定められた理事長専決事項に係る職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。また、前1項の定めと同じく理事長の報酬額は、理事会の承認を得るものとする。

5 常勤の理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。

(常勤役員及びの報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 通勤手当については、職員給与規定第6条⑥、別表④の規定に準ずる額

(非常勤役員及び報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第2に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は併給しないものとする。

(報酬の支払方法)

第7条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、当月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条2項の役員等に対する報酬は当該会議に出席した都度、現金にて支払う。

(交通費)

第8条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払うことができる。

2 第3条1項の役員、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第9条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(出張の定義)

第10条 出張とは、通常勤務地（由利本荘市・にかほ市）外の場所に移動し、法人業務を遂行するものをいう。

(出張旅費)

第11条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金、高速道路利用代金などを含む）に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。ただし、宿泊費を法人が負担した場合及び宿泊費込みの研修会等に参加した場合は、宿泊費を支給しない。

4 宿泊費は県内10,000円、県外15,000円の額以内の場合は特殊な事情を除き、実費を支給する。

5 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、県内2,000円、県外3,000円を支給する。

6 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

7 参加費等の費用を他から別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第12条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第13条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

(参加費、受講料などの支給)

第14条 参加費・受講料などは、証拠書類または支払い明細書により支給する。

(旅費の伴わない出張)

第15条 講演・依頼による研修等、相手先が旅費を負担する場合、理事長の認めたものは出張扱いとする。但し、法人からの旅費支給はしない。

(受章祝金)

第16条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたときは、別表3に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第17条 役員等が傷病により入院が継続して1ヵ月以上に及んだときは、別表3に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第18条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表3に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第19条 役員等が死亡したときは、別表4の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第20条 役員等の親族等が死亡したときは、別表5に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(公表)

第21条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(その他)

第22条 第16条、第17条、第18条、第19条、第20条の規定によるもののほか、理事長が必要と認めたときは、物による支給をすることができる。ただし、役員等及び配偶者の重大な過失により事由が発生したときは、金品等これを支給しない。

(改 廃)

第23条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第24条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

(規定の実施)

第25条 この規定は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 役員等報酬表

号 棒	支給基準額
1号棒	月額50,000円
2号棒	月額100,000円
3号棒	月額150,000円
4号棒	月額200,000円
5号棒	月額250,000円
6号棒	月額300,000円
7号棒	月額350,000円
8号棒	月額400,000円
9号棒	月額450,000円
10号棒	月額500,000円
11号棒	月額550,000円
12号棒	月額600,000円
13号棒	月額650,000円
14号棒	月額700,000円
15号棒	月額750,000円
16号棒	月額800,000円
17号棒	月額850,000円
18号棒	月額900,000円
19号棒	月額950,000円
20号棒	月額1,000,000円

別表2 (非常勤役員の報酬)

(1) 評議員

	日額	
評議員会への出席	4時間以内	10,000円
	4時間以上	15,000円

(2) 理事

	日額	
理事会等会議への出席	4時間以内	10,000円
	4時間以上	20,000円

(3) 監事

	日額	
監事監査等への出席	4時間以内	10,000円
	4時間以上	20,000円

別表3 祝金及び見舞金

区分	支給基準額
受賞祝金	ア. 厚生労働大臣 表彰受賞のとき 20,000円 イ. 国の褒章制度による 褒章受賞のとき 30,000円
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000円 イ. 業務上の傷病による見舞金 30,000円
災害見舞金	被害の程度により 10,000円以上50,000円以内

別表4 弔慰金

対象者	支給基準額
理事長	50,000円
職務代理人	30,000円
他役員等	20,000円

別表5 香華料

対象者	支給基準額
配偶者	10,000円
父母	5,000円
子	5,000円